

処分基準

平成17年4月1日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第51条の13第2項
処分概要：駐車監視員資格者証の返納命令
原権者(委任先)：石川県公安委員会
法令の定め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第14条
<p>処分基準：</p> <p>駐車監視員資格者証の交付を受けた者が道路交通法第51条の13第2項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して同資格者証の返納命令の適否を判断する。</p> <p>ここで同項第3号に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。</p>
問い合わせ先：石川県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話076-225-0110内線5154）
備考：